

【資料 2】

鳥取県子どもの体力向上支援委員会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は鳥取県子どもの体力向上支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鳥取県教育委員会が子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、子どもの体力の向上に関する継続的な検証・改善サイクルを確立するよう、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 新体力テスト及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の考察
- (2) 上記調査結果の学校等における活用方法の提案
- (3) 県が行う体力向上の取組に対する評価及び提案
- (4) その他子どもの体力向上に関する事項の検討

(組 織)

第3条 委員会は、学識経験者及び幼稚園、小、中、高等学校、特別支援学校教諭、養護教諭、PTA関係者それぞれ1～3名を選出し、鳥取県教育委員会教育長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の委嘱期間は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、保育園の保育士、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教諭等を委員に委嘱する場合の委嘱期間は1年とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長を選出する。

2 委員長は、委員会を代表し会議を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。但し、委員長が未定の場合には、鳥取県教育委員会教育長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県教育委員会体育保健課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会体育保健課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

この要綱は、平成28年12月 6日から施行する。

この要綱は、平成30年10月 9日から施行する。

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

この要綱は、令和2年 7月 9日から施行する。

この要綱は、令和3年 8月 3日から施行する。